

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業理念「経皮吸収技術を始めとする製剤技術をもって画期的新薬を開発し、全世界の人々の健康とQOLの向上に貢献する」に基づき、企業価値を持続的に拡大させ株主を始めとした全てのステークホルダーの要請に適切かつ公平に応える観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけております。

迅速かつ正確な情報開示による透明性の確保と、経営環境の変化に対して迅速かつ機動的に対応できる経営体制をコーポレート・ガバナンスの柱と位置づけ、その実効性を継続的に検証していくことに努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
雨堤 正博	425,700	5.00
株式会社MM	360,300	4.23
松村 米浩	233,100	2.74
松村 真良	200,000	2.35
松井證券株式会社	150,100	1.76
井上 圭司	143,000	1.68
興和株式会社	125,000	1.47
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	99,095	1.16
丹羽 弘之	94,900	1.11
日本証券金融株式会社	87,600	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩谷 邦夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩谷 邦夫	○	—	長年にわたる製薬業界と会社経営における豊富な経験を有しており、高い経営監視機能が期待されることから社外取締役に選任しております。同氏は、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査人代表と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間で、隨時、監査体制・監査方針・監査実施状況に関して協議・連携の機会を設けております。また、監査役と内部監査人代表との間で、定期的に内部監査実施状況に関して協議・連携の機会を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
園野 浩	他の会社の出身者													
山崎 泰志	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
園野 浩	○	—	園野浩氏は、薬事法関連法規に関する豊富な知識及び企業経営の豊富な経験があり、薬事及び経営に関する幅広い見識を有しており、高い監査機能が期待されることから社外監査役に選任しております。独立役員の指定理由いたしましては、同氏は、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
山崎 泰志	○	—	山崎泰志氏は、公認会計士・税理士として企業会計及び税務に精通しており、高い監査機能が期待されることから社外監査役に選任しております。同氏は、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役1名及び社外監査役2名全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的としております。平成29年3月31日現在、取締役への付与残数は6,002個(600,200株)となっております。各取締役への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的としております。各付与対象者への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

全取締役の総額を開示しております。

平成28年12月期の役員報酬は以下のとおりです。

- ・取締役の年間報酬総額 6名 38,850千円
- ・監査役の年間報酬総額 3名 8,190千円

なお、上記報酬額には、逝去により退任した社外監査役1名分を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、当社の業績・経営内容、経営環境、他社動向や社員給与とのバランス等を勘案した上で、各役員の職責等に応じて、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で決定しております。

なお、平成16年8月26日開催の臨時株主総会での決議により、取締役の報酬は年額200百万円以内、平成17年3月25日開催の第3期定期株主総会での決議により、監査役の報酬は年額20百万円以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催にあたっては、当該決議・報告にかかる資料等を事前に配布するとともに、会議開催前に上程議案の事前説明を行う等、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(1)業務執行

当社の取締役会は常勤の取締役6名、社外取締役1名で構成されており、代表取締役会長及び代表取締役社長を除き、各常勤の取締役はそれぞれの部門を管掌しており、毎月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(2)監査

監査役会は原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について、その協議と決議を行っております。業務執行の監査にあたっては、監査役が被監査部門を直接監査し、計画的・網羅的に充実した監査を行うよう配慮しております。

内部監査に関しては、当社は少数規模の組織からなるため、内部監査室などの専任部署は置かず、内部監査人代表(1名)及び他部署に属する内部監査人(2名)がその職責を担っております。内部監査結果は監査役にも報告され、会計監査結果と合わせて改善状況の監視がなされております。

(3)会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。平成28年度において、業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 中田 明

指定有限責任社員 業務執行社員 久保 誉一

また、監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。

(4)指名

代表取締役社長が株主総会に推薦する候補者を取締役会に提案し、取締役会にて決定しております。

(5)報酬決定

取締役の職責等に応じて、株主総会が決定した報酬の範囲内において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社の取締役会は、社外取締役を含め、当社の企業活動・業務内容及び当社のおかれられた事業環境に精通した取締役により構成されており、活発な議論を通じて意思決定が行われております。

当社は監査役制度を採用しており、専門分野での豊富な知見を有する社外監査役を含めた3名の監査役による監査が機能していると認識してい

ます。

当社では、経営に関する重要事項や業務執行の決定に対する外部からの独立の立場による監視機能を重要視しております。

当社の企業規模、業容・業態を勘案しますと、取締役7名のうち1名を社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで経営に対する監視機能を強化し、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化が実現できるものと考え、上記体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	開催日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が12月期です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	招集通知及び決議通知を自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 [更新]

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、当社の経営方針、事業戦略、財務状況等に関する正確な情報を、公平・迅速・正確に提供することによって、株主価値の向上に資することを基本方針とするディスクロージャーポリシーを作成し、公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後に説明会を開催しております。 平成29年3月4日（IRセミナー 参加）	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後を含めて、年2回以上、説明会を開催しております。 平成28年8月24日（平成28年12月期第2四半期決算） 平成29年2月22日（平成28年12月期末決算）	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程として、企業倫理規範を制定し、ステークホルダーの立場を尊重するための行動指針を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)当会社及び子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして企業倫理規範を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持するよう努めています。法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン制度を導入・運営しています。また、コンプライアンス規程を整備した上で、取締役会直轄でコンプライアンス体制の構築・維持に努めています。内部監査担当も、取締役会と連携の上でコンプライアンスの状況を監査しています。

(2)当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する責任者を経営管理担当取締役と定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要な情報を文書又は電磁記録とともに保存・管理しています。取締役及び監査役は、これらの文書をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとしています。

「株主総会議事録、取締役会議事録、計算関係書類、稟議書その他社内申請書、並びにその許可を証した書類、その他取締役会が決定する重要書類」

上記文書の保存期間は、法令による定めのあるものはそれに従い、法令による定めのないものは少なくとも10年間とし、適切な管理の下、閲覧可能な状態を維持することとしています。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会にて行っています。各部門の管掌取締役は管掌部門に関するリスク管理状況を定期的に取締役会へ報告し、子会社を含め全社的に問題点の把握と改善に努めています。また、リスク管理体制の基礎として、各部門で必要に応じて研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととしています。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限に留めるよう努めることとしています。

(4)取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催し、また必要に応じて適宜臨時に開催して、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役及び子会社の取締役の職務執行状況の監督を行っています。職務執行に関する権限及び責任については、社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行っています。また、取締役会(又は代表取締役)は、合理的な経営方針の策定、子会社を含めた全社的な重要事項について検討・決定する会議体等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の運用・整備も行っています。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社及び関連会社を対象とする関係会社管理規程を整備した上で、当社グループのセグメント別事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社の経営管理部がこれらを横断的に推進・管理しています。

(6)監査役会がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より業務補助人員を置くことを求められた場合には、取締役会が直ちに人選し常勤監査役の同意を得た上で、監査役の業務補助員として配置することとしています。監査役の業務補助員は、監査役からの要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けないものとしています。また、当該従業員の人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とすることとしています。

(7)当社グループの取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制並びに監査役会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行の状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めています。当社グループの取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しています。また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査担当者とそれぞれ情報の交換を行うなど緊密な連携を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、毅然とした対応を徹底することを基本的な考え方とし、社内規程として「反社会的勢力排除規程」及び「対応マニュアル」を整備して、取締役及び従業員に徹底を図っております。

新規取引先に対しては取引開始時に、インターネットデータベースサービスの検索や企業信用調査機関による調査レポート等を利用して、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。また、経営管理部が中心となって定期的に情報を収集するとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には、警察当局等の外部専門機関と連携して対処することとしております。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

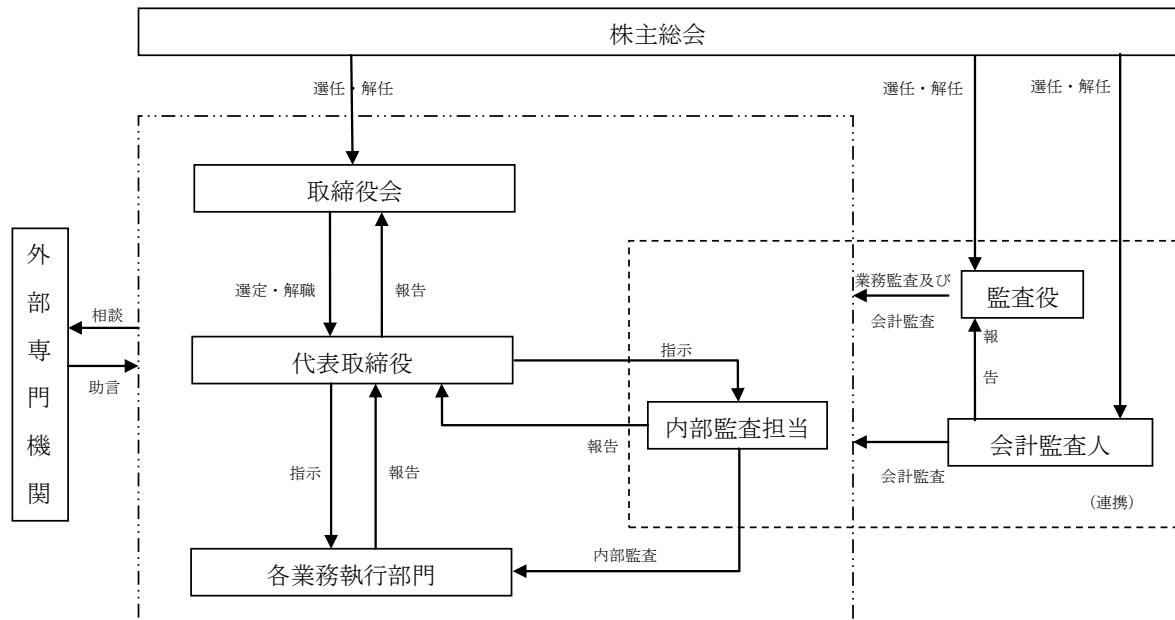
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図の通りです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

